第百六十号議案　東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例案に対する修正案

第百六十号議案　東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例案の一部を次のように修正する。

第五条第二項を次のように改める。

2　一学級の園児数は、満三歳以上満四歳未満の学級については十五人以下、満四歳以上の学級については二十人以下を原則とする。

第五条に次の一項を加える。

3　学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

第六条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第一項本文中「規則で」を「次の各号に」に、「基準を満たさなければならない」を「員数とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　園長　一人

二　専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭　各学級ごとに一人以上。ただし、特別な事情があるときは、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

三　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次に掲げる園児又は施設の区分に応じ、それぞれ次に定める員数を合算した員数以上とする。ただし、当該職員の数は常時二人を下ってはならない。

イ　満一歳未満の園児　おおむね三人につき一人

ロ　満一歳以上満二歳未満の園児　おおむね五人につき一人

ハ　満二歳以上満三歳未満の園児　おおむね六人につき一人

ニ　満三歳以上満四歳未満の園児　おおむね十五人につき一人

ホ　満四歳以上の園児　おおむね二十人につき一人

ヘ　次に掲げる施設にあっては、イからホまでに定める員数を合算した員数に、それぞれ次に定める員数を加えた員数とする。

⑴　園児の定員が六十人以下の施設　二人

⑵　園児の定員が六十一人以上の施設　一人以上

ト　開所時間が十一時間以上の施設にあっては、イからヘまでに定める員数を合算した員数に、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める員数を加えた員数とする。

⑴　園児の定員が六十人以下の施設　一人以上

⑵　園児の定員が六十一人以上の施設　二人以上

チ　特別な支援が必要な園児を置く施設にあっては、東京都規則（以下「規則」という。）で定める員数を配置しなければならない。

四　幼保連携型認定こども園の給食は職員により調理し提供する方法を原則とし、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める員数以上の調理員を置かなければならない。ただし、施設内の調理室を使用して調理業務の全てを委託している施設にあっては、調理員を置かないことができる。

イ　園児の定員が五十九人以下の施設　二人以上

ロ　園児の定員が六十人以上百五十人未満の施設　三人以上

ハ　園児の定員が百五十人以上の施設　四人以上

ニ　満一歳未満の園児の保育を実施している施設　イからハまでに定める員数を合算した員数に、一人以上

を加えた員数

五　保健師又は看護師　満一歳未満の園児を保育する施設に一人

六　嘱託医　非常勤一人

第六条第二項を削り、同条第三項を第二項とする。

第二十七条を第二十八条とし、第二十条から第二十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十九条第一項中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

献立の作成は、栄養士が携われるよう努めなければならない。

第十九条第五項を削り、同条を第二十条とする。

第十八条を第十九条とし、第十二条から第十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第十一条中「保護者が」を「保護者の」に、「についての第一義的責任を有するという基本認識の下に、」を「をしていく力を高める観点及び地域において」に改め、「自ら実践する力の向上を積極的に」を削り、「ことを旨として」を「保制等の充実を図る観点に立って」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条第三項を削り、同条第四項を第三項とし、同項に次の一項を加える。

4　第一項第二号から第四号までに掲げる設備の面積は、それぞれ各号に定める面積以上とする。

一　乳児室又はほふく室　満一歳未満の園児一人につき五平方メートル、満一歳以上満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートルにそれぞれの園児数を乗じて得た面積を合算した面積

二　保育室又は遊戯室　満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートルに園児数を乗じて得た面積

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「園庭」の下に「（屋上に設置したものは含めない。）」を加え、同条第三項中「以上」を削り、

同条第五項中「及び園庭」を削り、「規則で定める基準を満たさなければならない」を「次に掲げる面積を合算した面積以上とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	320＋100×（学級数－２）

二　満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル以上（満一歳未満の園児にあっては、園児一人につき五平方メートル以上）、満二歳以上満三歳未満の園児一人につき一・九八平方メートル以上の面積にそれぞれの園児数を乗じて得た面積を合算した面積以上

第七条に次の一項を加える。

6　園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一　次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
二学級以下	330＋30×（学級数－１）
三学級以上	400＋80×（学級数－３）

二　満二歳以上満三歳未満の園児一人につき三・三平方メートル以上に園児数を乗じて得た面積

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（職員の資格）

第七条　第六条第一項第三号に規定する職員は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下この項において「保育士登録」という。）を受けた者とする。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

一　満三歳未満の園児に対する保育従事職員（保育士登録を受けた者

二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第一号に規定する園児がいない時間帯の保育従事職員（保育士登録を受けた者。ただし、規則で定める場合は除く。

2　園長、副園長及び教頭は教諭免許状（専修免許状及び一種免許状に限る。教諭免許状の種類は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を含む。）を有し、かつ、保育士登録を受け、かつ、五年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。

附則第一項中「施行の日」の下に「（以下「施行日」という。）」を加え、附則第三項中「みなし幼保連携型認定こども園」を「施行日から起算して五年間は、第六条第一項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園」に改め、「いう。）をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、「設備」を「職員配置」に改め、「第七条から第九条までの規定にかかわらず、当分の間」を削り、同項に次の一項を加える。

4　みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第八条から第十条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の保育・教育の質を保障するため、学級の編制、職員、設備等の重要な基準について、条例に規定する必要がある。